平成15年厚岸町議会第1回定例会 平成14年度各会計補正予算審查特別委員会会議録 平成15年3月6日 集 期 招 日 集 場 所 厚岸町議場 招 開 会 平成15年3月11日 午後 3時15分 開閉日時 会 閉 平成15年3月11日 午後 5時00分

1. 出席委員並びに欠席委員

議席	氏	Ħ	出席〇	議席	т.	Æ	出席〇
番号	Д	名	欠席×	番号	氏	名	欠席×
1	稲 井	正義	0	11	谷 口	弘	0
2	塚 田	丈 太 郎	0	12	髙 畠	一 美	0
3	田宮	勤司	0	13	鹿 野	昇	0
4	佐 藤	淳 一	×	14	安 達	由 圃	0
5	岩谷	仁 悦 郎	0	15	菊 池	賛	0
6	真 里 谷	誠治	×	16	音喜多	政 東	0
7	池 田	實	0	17			
8	小 澤	準	0	18	中 屋	敦	0
9	木 村	正 弘	0	19	佐 齋	周 二	0
10	室崎	正之	0				
以上の結果 出席委員 16名 欠席委員 2名							

1. 議場に出席した事務局職員

事	務	局	長	議	事	係	長	
大	並	裕	<u>→</u>	髙	橋	政	<u> </u>	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏	名	職名	氏	名
町 長	若 狹	靖	教 委 生 涯	松浦	正之
助役	大 沼	隆	学 習 課 長	位 佣	
収 入 役	黒 田	庄 司	監査事務局長	阿 野	幸 男
総務課長	田辺	正 保	農委事務局長	農政課	長 兼 務
行財政課長	斉 藤	健 一	教 委 体 育	澤 向	邦 夫
まちづくり	福田田	来 本	振興課長	(辛)円	<i>7</i> 13
推進課長	1曲 口	田 美樹夫	教委指導室長	大 場	和 典
税務課長	大 野	樂 司	水 道 課 長	山 﨑	国 雄
町民課長	古 川	福一	病院事務長	大 野	繁 嗣
保健福祉課長	久 保	一將	特別養護老人	藤田	稔
環境政策課長	松澤	武 夫	ホーム施設長	藤田	<i>ጎ</i> ነፈላ
農政課長	西 野	清	デイサービス	玉田	勝幸
水 産 課 長	小 倉	利 一	センター施設長	т п	勝 辛
商工観光課長	高 根	行 晴	保健福祉	大 崎	広 也
建設課長	北村	誠	課 長 補 佐	大 崎	丛 也
監査委員	今 村	實	環境政策		
教 育 長	富 澤	泰	課長補佐	佐 藤	悟
教委管理課長	柿 﨑	修一			

委員長

ただいまより平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻15時15分

委員長

これより直ちに議事に入ります。

進め方は、款項目により進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認め、款項目により進めてまいります。

初めに、議案第11号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、13ページをお開き願います。歳入補正予算説明書から進めてまいります。

- 1款町税、1項町民税、1目個人、2目法人。
- 2項固定資産税、1目固定資産税。
- 3項軽自動車税、1目軽自動車税。
- 5項特別土地保有税、1目特別土地保有税。
- 6項都市計画税、1目都市計画税。

ございませんか。

(な し)

委員長

- 3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金。
- 5 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金。
 - 6款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金。
 - 9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税。

ありませんか。

(な し)

委員長

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2目衛生費負担金、3 目農林水産業費負担金。

ございませんか。

(な し)

委員長

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生費使用料、3目衛生使用料、4目

農林水産業使用料、5目商工使用料、6目土木使用料、7目教育使用料。

2項手数料、1目総務手数料、3目衛生手数料、4目農林水産業手数料、6目土 木手数料、7目教育手数料。

3項諸収入、1目諸収入。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2目衛生費国庫負担金。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、4目農林水産 業費国庫補助金、5目商工費国庫補助金、6目土木費国庫補助金、8目教育費国庫 補助金、9目山間地振興事業国庫補助金。

ございませんか。

(な し)

委員長 3項委託金、1目総務費委託金、2目民生費委託金、4目土木費委託金。 ございませんか。

11番。

1 1 番 この河川費の委託金なんですけれど、これはその砂防ダムの関係で強制的にかわっているんですけれども、これは15年度に繰越明許でいくということなんですけれども、調査の関係とこれとはどうなっていますか。

委員長 建設課長。

建設課長 質問者が言われたとおり、別寒辺牛川水系の受水砂防施設の整備費委託金、これ は繰越明許という形で、14年度予算で補正いただきまして、繰越明許で15年実施していくという形で、その調査項目がこのほかに中には旅費、需用費、それと調査の 委託料関係が含まれておりまして、さっきの一般質問にお答えしましたが、この中で魚道の機能調査であるとか、水質調査であるとか、それからイトウの産卵所調査とか、そういう調査項目がこの仕事により、この予算により行われるという形になりますんで、ご理解いただきたいと思います。

委員長 11番。

1 1 番 その調査については、3月から進めていくというふうに言われてますよね。そう すると、その関係ではどういうふうになってますか。

委員長 建設課長。

建設課長 3月に一応発注行為までは行って、実質、支出行為そのものは15年度という形に

なっております。したがって、まだ具体的にはある程度、詰め合わせはまだちょっとあれなんですけども、そういう積算した上で、そして業者を指名して委託契約を結ぶ。しかし、事業の実施であるとか、発注は15年度に事業が行われると、契約行為だけは14年度に行われるという形になりますんで、ご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかございませんね。

(な し)

委員長

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、2目衛生費道負担金。

2項道補助金、2目民生費道補助金、3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金、7目教育費道補助金。

ございませんか。

(な し)

委員長

3項委託金、1目総務費委託金、3目衛生費委託金、4目農林水産業費委託金、 5目商工費委託金、6目土木費委託金。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2目利子及び配当金。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2目生産物売払収入、4目農業施設売 払収入。

17款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

2項預金利子、1目預金町預金利子。

3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入、3目釧路沖地震災害援護資金貸付金収入、4目北海道東方沖地震災害援護資金貸付金収入。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入、4目土木費受託事業収入。

5項山間地振興臨時交付金、1目山間地振興臨時交付金。

6項雑入、3目雑入。

ございませんか。

(な し)

委員長

20款町債、1項町債、2目民生費債、4目農林水産業債、6目土木債、8目教育

債、10目臨時財政対策債。

以上で歳入を終わります。

次に、29ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2目簡易郵便局費、3目職員厚生費、4目情報化推進費。

ございませんか。

(な し)

委員長

37ページ、5目交通安全防犯費、6目企画費、7目文書広報費、8目財政管理費、9目会計管理費、10目財産管理費、11目車両管理費。

2項徵税費、1目賦課納税費。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。

ございませんか。

15番。

15番

外国人登録の件について質問しますが、今、厚岸町には外国人はどういう国の方 が何名ぐらいずつおられるんですか。国と人数といいますか、教えてください。

委員長

町民課長。

町民課長

お答え申し上げます。

現在、外国人登録総数で53名いらっしゃいまして、内訳としまして、中国43名、インドネシア1名、韓国朝鮮3名、フィリピン1名、ロシア4名、英国1名でございます。この現在登録の53名なんでありますが、外国人登録制度そのものが一部変更になりまして、出国と同時に各市町村の登録から落とすというシステムになっておりませんで、実際には34名程度の登録になっているはずでありますが、登録総数ということになりますと53名が今、登録されているという状況でございます。

委員長

15番。

15番

中国の方が大勢を占めておりますね。外国の人の仕事といいますか、これは水産 加工もあれば、あとそのほかどういう仕事をしているか大体わかりますか。

委員長

町民課長。

町民課長

私どもの方で手続の際に把握しておりますのは、主に水産加工業における研修、

それから1年経過した方については、実質雇用という形でなっているという状況については私どもも把握をしておりますが、それ以外の形態につきましてはちょっと 把握をしきれておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

15番 はい、状況はわかりました。

委員長 ほかございませんか。

(な し)

委員長 進みます。4項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目道知事道議会議員選挙費、

- 4目町議会議員選挙費。
 - 6項監查委員費、1目監查委員費。
- 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2目心身障害者福祉費、3 目心身障害者特別対策費、4目老人福祉費。

ございませんか、63ページまで。

(な し)

委員長 なければ、5目国民年金費、6目自治振興費、7目社会福祉施設費。 ございませんか。

(な し)

委員長 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目母子福祉費、4目 児童福祉施設費、79ページ、5目児童館運営費。

ございませんか。

(な し)

委員長なければ進みます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費、2目健康づくり費、3目墓地火葬場費、4目水道費、6目乳幼児医療費。

2項環境政策費、1目環境対策費、2目水鳥観察館運営費、3目廃棄物対策費、4目ごみ処理費。

11番。

11番 ダイオキシン関係の問題等もあって、焼却炉の改修工事が終わって、今、稼働していると思うんですけれども、その後この焼却炉の稼働状況はどんな具合なんでしょうか。

委員長 環境政策課長。

環境政策 課 長

12月1日のダイオキシンの規制が強化されたわけですけれども、過日のごみ処理 広域特別委員会でも申したとおり、その時点で数値をクリアいたしまして、現在も クリアしたままでそのまま運転されているという状況にあります。

委員長

11番。

11 番

その施工業者が倒産してしまったという問題があるんですけれども、今この稼働 状況についてお伺いをしたんですけれども、以前と現在の焼却量というか、焼却時 間も含めてなんですけれども、その実態についてはどんな具合なんでしょうか。厚 岸の場合は8時間稼働ですよね。そういうふうに順調に行われているのかどうなの か、その辺についてはどうなんでしょう。

委員長

休憩します。

休憩時刻15時37分

委員長

再開いたします。

再開時刻15時40分

環境政策課長。

環境政策 課 長

大変時間をとらせて申しわけございません。その改修後ですけれども、その日、 改修後に当たっても、基本的には8時45分から5時15分までの焼却ということで、 基本的にはかわっておりません。ただ、どうしてもごみの量が多い日、少ない日も ありますけれども、多い日については、その改修前もそうですけれども、少し長く 焼くだとかというような方法で従来と基本的には変わらないで対応しております。

それから、ただ、ごみは従来と違って一気にどっと入れるわけにいきませんので、 その安定的に入れていくという、そういう調整作業は当然しながら燃やしていると いうような状況にあります。

委員長

11番。

11 番

厚岸町の焼却炉は22トンですよね。11トンが2つで、それを8時間でやるという ふうにできているもんですよね。だけれども、厚岸のごみはそんなにないわけです ね。1日、十五、六トンですよね。十五、六トンのごみが、今の説明によりますと、十五、六トンがようやく8時間かかって燃えるということなんですか。それとも、場合によってはもう少し時間がかかるということなのか。それで、たまたまこの間、あそこの焼却炉を見る機会があって、見てきたんですけども、投入口というんですか、それも構造も変えてますよね。前のようにごみをどさっと入れる、そういう式でなくしているということを考えると、やはり少しずつ燃やしていかないと対応で

きないようになっているのかなあというふうに思うんですけれども。

それと、たまたまあそこを通って、夜おそくまだ燃えているというか、明かりが 見えて煙が上がっているんですけれども、そういう状況というのは全然ないんでし ょうか。遅くまでかかっているというような状況。

委員長

環境政策課長。

環境政策課 長

先ほども申し上げましたように、平均すると、質問者おっしゃるように十五、六トンということなんですけれども、当然、ごみのその日、その日で収集量が違ってきますので、多い日には当然そういうこともあります。

委員長

11番。

11 番

そういうことでそうする、今までのやり方でいえば、22トンを8時間で焼却できる施設ですよね。そして、以前は当然、種火分を残しておくことができて、もう次の日、空気を入れればすぐ燃やせるという方式ですけど、今度の施設はそういうわけにはいかないわけでしょう。8時間で燃やしてしまって、完全に火を落としてしまって、そして次の日、新たに火をつけて燃やしていくという方法ですよね。そうすると、前後の時間というのは絶対必要ですよね、前と違って。そういうものを含めて、やっていくことによるコスト高というのは出ているんではないのかなというふうに思うんですけど、それらについてはどういう対応をしているんですか。今ほとんど委託をしているわけでしょう。業者の方はそれをどうやって吸収してるんですか。

委員長

環境政策課長。

環境政策 課 長

当然、夜おそくまでやるということになると、その分だけ人件費ももちろん当然 かかりますし、それらが委託料で見ているわけですけれども、年間トータルの中で 調整といいますか、そういう形でやられているということになります。

委員長

11番。

11 番

実態をきちんと把握されているのかどうなのかということなんですよ。結果的に、 町は任せているということですよね、委託をしているわけですから。これは、労働 者に過重な負担になっていないのかどうなのか、それらも含めて、どういう日々の 機械の動かし方、そういう実態はやっぱりきちんと把握していただかないと困るん ではないかと、これを全部労働者のサービス残業になっているんでは困るんですよ。 町の職員はしっかりと残業手当をもらいながら、委託先には労働者にどんどんしわ 寄せをしてしまうというような状況になっていないのかどうなのか。その辺はどう やってその委託先の企業はそれを吸収しているのか、その辺の実態をきちんとつか まえているのか、燃え方がどうだったのか、そういうものも含めてきちんと調査さ れているんですか。

委員長

休憩します。

休憩時刻15時47分

委員長

再開いたします。

再開時刻15時51分

環境政策課長。

環境政策課 長

大変申しわけございません。まず、現場で働いている委託先の労働者に対して、その負担がいっているんじゃないのかということですけれども、まず平成13年度の業務の決算なんですけれども、13年度では、いわゆる超過勤務手当、これは70時間、それから休日の出勤で、これは会社全体ですけれども、休日の出勤で40時間、超勤で70時間というふうになっております。それで、14年度、これは今現在の委託の関係ですけれども、14年度では休日出勤は変わらず40時間で、超勤が5時間ふえて75時間というような内訳になっております。

それと、きちんと現場の実態を押さえているのかというご質問ですけれども、現場の場長とはそれぞれ不定期ではありますけれども、連絡は取り合ってはおりますけれども、今おっしゃられたように、例えば夜おそくまで燃やしているだとかというのはちょっと、大変申しわけございません、聞いてなくて、きちんと現場を把握してなかったということになります。大変申しわけございません。

委員長

11番。

11 番

把握してないというより運転記録がこれ、機械でもう黙っても出るわけでしょう、毎日。機械の中に、何時から何時までどういう動きをしたということが毎日記録として残るはずでしょう。その実態は全然つかまれないんですか。それ全部、また今度改善しなきゃならないからというようなことになっちゃいますよ、そういう話では。きちんと機械にあるんじゃないんですか、毎日、記録していく、時間、時間で、その時間の運転状況がどうであったのかということがわからないなんていうことがありますか。

委員長

環境政策課長補佐。

環境政策 課長補佐 ちょっと補足答弁させていただきます。

現在の改修後の焼却炉につきましては、リアルタイムで記録が残ります。改修前

につきましては、記録は基本的には残るようになってるんですが、基本的には温度 だけの記録となっております。

11 番

だから、今のやつはどうなんだ。やるたびにわかるんでしょう。

環境政策課長補佐

リアルタイムで記録紙、いわゆるインクでこう印字されるというか、そういう記録紙が残っております。一般的にチャート紙というふうに言われております。

委員長

11番。

11 番

だから、それによって、今一般的には役場の勤務時間でいえば5時15分ですよね。 そうすると、5時15分から毎日どれだけずつ時間が超過してってるかというのはわ かるわけでしょう、機械の運転時間が。機械をとめるわけですよ、今、完全に。そ れは毎日、記録されているわけでしょう。その状況はどうなんだということを聞い てるんですよ。

委員長

環境政策課長補佐。

環境政策課長補佐

大変申しわけございません。その状況につきましては、現場の焼却炉に設置して ありますチャート紙を今持ってこなければ、何月何日に何時から何時までというこ とにつきましては、今この場ではちょっとお答えできかねます。

申しわけございません。

委員長

11番。

11 番

ですから、そのあたりがきちんと把握されていかないと、さっき75時間、今年度は時間外がふえているという説明もされていましたけれども、それとその運転記録のチャート紙と言いましたか、それとのやっぱり照合して、本当にどうだろうかと、町だってやっぱりその委託先の労働者の健康だとか、労働条件だとか、そういうものをきちんと把握する必要があるんじゃないですか、実態を。そして、あの機械自体が本当にああいう改造をやって効果が出ているんだと、だけれども残念ながらこうだというのであればわかるけれども、そういう実態をやはりきちんとつかまえてほしいなと。

それと、やはり一番私は気にかかるのは、そういう委託業にしわ寄せが行って、 そのしわ寄せがさらに玉突き状態で次に行くというのでは、ちょっと耐えられない なという気がするんですが、その辺の実態をつかまえてほしいということなんです が。

委員長

環境政策課長補佐。

環境政策 課長補佐 ただいま質問者がおっしゃられるとおり、現在まで現場と事務方、こちらの本庁者とのやりとりにつきましては、日々のそういうチャート紙等の確認等は現実にしておりません。これは、この場をお借りしておわび申し上げます。

今後につきましては、できる限り、日々そういうチャート紙等によりまして、管理をしていきたいと、このように思っております。

よろしくお願いいたします。

委員長

11番。

11番

これは、このことについてはこれで終わりますけれども、新年度予算までにそれ について実態をきちんと調査して、資料として提出していただきたいんですけれど も、どうでしょうか。

委員長

環境政策課長。

環境政策 課 長

ただいま言われました資料、その実態をきちんと把握してということですので、 新年度予算までに資料を作成して提出したいと思います。

よろしくお願いいたします。

委員長

よろしいですか。

ほかございませんか。

(な し)

委員長

進みます。

5目し尿処理費。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、2 目農業振興費、3 目畜産業費、4 目農道費、5 目農地費、6 目牧野管理費。

8番。

8 番

6目です。ここでちょっとお伺いしたいんですけれども、牧場の運営状況について、大まかな数字でも結構ですから、今年度末でどのぐらいの見込みなのか。

それから、比較的、町営牧場の牛の管理が非常に評判が、非常に結構なことだと思うんです。それで、牛の若牛の管理が良好だということは、今後の酪農の振興に対して大きなウエイトを占めるわけですね。そこで、よい牛を育てるのには、やはりよい草が必要だ、このように思うんですね。そのときに、あの広大な牧場、相当な草地があるわけでありますけれども、やはり毎年更新していかなければならない。15年も上もたったような草地ですと、やはり永年草地化した栄養のない草になって

くる。それで、定期的にやはり更新をしていかなければいけない、このように思うんですね。普通、一般的に10年周期、大体そのぐらいですると一回りするように更新しているんですよね。

町営牧場の草地はどのように管理されているのか。何年周期で更新しているのか、 その状況についてちょっとお知らせいただきたいと思います。

委員長

農政課長。

農政課長

町営牧場について、お答えをさせていただきたいと思います。

大まかな収支ということでございますが、特に冬期間の預託の頭数がふえている わけでありまして、当初予算におきましては500万円程度の黒字ということで計上 をさせていただいておりましたけども、現時点での最終的な収支につきましては、 約1,400万円程度の黒字になろうかというふうに見込んでいるところでございます。

それから、草地の管理の関係でありますが、これまで7年から10年ぐらいの周期をもって永年化した草地を起こしまして、肥料を入れて、整備をしてきておるわけでありますけれども、これは町単独でできないということもありまして、いろんな補助事業を入れておりまして、それらの事業採択の問題もありますけれども、おおむね10年ぐらいずつの間隔で草地を更新をしてきている状況であります。

委員長

8番。

8 番

ここで、特殊肥料の散布委託料、こういう項目があるんですけれども、この特殊 肥料というものはどういう成分のもんですか。

委員長

農政課長。

農政課長

この特殊肥料につきましては、衛生センターから排出をされております汚泥をちょうど牧場の敷地の中に貯留をいたしまして、攪拌をしながら散布をしていると、 そういったものでございます。

委員長

8番。

8 番

やはり衛生センターの汚泥、あるいはそうすると海産物のいわゆる残滓というんですか、残滓というんですか、そういうものを入れて攪拌して、あの機械でつくったその肥料のことですか。

委員長

農政課長。

農政課長

これは、門静の衛生センターから排出されるものでありまして、堆肥センターのものではございません。

委員長 よろしいですか。

8 番 結構です。

委員長 ほかはございませんか。

(な し)

委員長 進めます。

7目農業施設費、8目農業水道費、9目堆肥センター費。

2項林業費、1目林業総務費、2目林業振興費、3目造林事業費、4目林業施設費、5目特用林業振興費。

3項水産業費、1目水産業総務費。

10番。

10番

費目がいろいろに考えられるんだけれども、あえてここでやりますので、委員長ちょっとお許しをいただきたいんですが、前から現在、氷網をやっている人たちの間から悲鳴が聞こえてくるんですよね。それで、けさ、私も現場へ行ってみましたが、奔渡7丁目の奥をずっと入ってって、イクラウシ街道というんですか、それをずっと入っていきますと、アッケシ草を一時、教育委員会で畑をつくってやっていた、奥の方ですが、そこに車だまりがございます、駐車場がございます、事実上のね。それで、そこからこの東梅やヤケヤマやそっちの方に氷網をやっている人たちが海の上に出るわけです。ところが、と同時に、そこにはたくさんの車がとまっておりまして、それで見ますと、色とりどりのテントが、けさは非常に少ないというふうに漁師の方に聞いたんだけども、あれでも10を超えるテントがずっと点々と割と近くですが見えました。

それで、1つはその車が邪魔になって、朝早くに仕事をして帰ってきたときに、 陸にうまく上がれなかったりするんですね。それから、あれは大きなそりを引っ張 ってますから、ぶつけたら大変なわけで、それで非常に苦労するんです。ところが、 きちんと役場の前の駐車場のようにきちんと置いてないですね。ばらんばらんです。 そういう人たちの都合なんか全然考えてないです。

それから、今日は車は氷の上に上がってませんでしたけども、氷の上までどんどんと乗り入れるわけですね。何年か前には春先、氷が薄くなってて、もろくなって、ずぼっと車が海の中に落ちて、油が流れ出すというような事故がありました。落ちた車は自業自得で、何も同情に値しないんだけれども、流れ出した油は周りのカキ

の施設があるところですから、いろいろな海産物に対して被害を与えます。大変な 迷惑です。

それから、現状ではそのカキの目の前ずっとカキの施設が入っているんですが、ちょうどその上なんですね、氷の、その釣りをやる場所が。それで、今日聞いた話によると、時々氷の上にその潮加減で氷が何か割れるというか、うまく穴があいて、その施設のつるしのカキに手が届くことがあるらしいんですが、そのちょうどよく焼いて食べたカキの殻が散らばってると、どう考えてもあれは自分で持参してきたものではなさそうだというような話も聞きました。これが事実とすると、カキ泥棒ですね。事実かどうかはわかりません。それから、ごみが散乱すると、それで漁師の人たちは自分の生産の場ですから、気がつく限り一生懸命、氷の上のごみ拾いしてるんだそうです。掃除してるんだそうです。これ、氷が解けるというと、氷の上にあるごみが全部下へ落ちますから、大変な迷惑です。というような、いろいろな話を聞きました。

これは当然、水産課長の方でも実態を把握していると思いますが、水産課でも投げてはいないなというのはわかりました。人家を越えて少し行ったところに、この先は要するに車の立入禁止だという札を道路の脇の方に立ててありました。それから、現場のその車がたくさんとまるところには、海の上に車を乗り入れるなということから、いろいろな注意書きの大きな看板を立ててありました。あれは、町の水産課並びに漁業協同組合のどちらかが、あるいは一緒に、やっているもんだと思いますが、少なくてもそこのところに入って楽しんでる人たちにはそういうものが目に入らないのか、もしくはこちらが立入禁止のつもりで書いた看板がいらっしゃい、いらっしゃいって書いてるように見えるのかというような印象でございます。

これについては、やはりここは遊び場じゃないわけですから、まずそこを生産の場として暮らして生計を立てている人たちがいるわけですから、その人たちを第一に考えなければなりませんよね。

それからまた、そういう人たちを見ていると、これもけさ聞いたんですが、町内の人はほとんどいないと、みんな、どっかから来た連中だと、それで注意をしたら逆に、こっちが恐ろしい目に遭いそうな雰囲気が非常に強いというような話も出ておりましたので、やはりこれについては、相当に強権発動するような手だてをしなければ、単にマナーのどうのこうのというようなことを言ってたんでは、らちの明

く問題ではないと思います。この点について、お考えをお聞きしたいと思います。 水産課長。

水産課長

委員長

ただいまのご質問にお答えをいたしたいと存じますが、湖内の氷網、現在盛んに行われておりますが、湖内への釣りのされる方等の車両の乗り入れにつきまして、漁業者からその乗り入れについての対応について、それぞれ申し入れ等をいただいております。先にも、2月5日にもカキを営んでいる漁業者から申し出がございまして、2月13日に防災無線を使いまして、湖内に乗り入れの禁止等について、注意等につきましてお願いをしたところでございまして、また釧路新聞、北海道新聞にも乗り入れについての喚起すべく記事掲載をお願いをしたところでもございます。

また、2月28日には、氷網の班長さん、さらにはカキアサリの班長さん、加えて 漁業組合の担当の職員が来庁いたしまして、氷上での車の乗り入れ等で大変迷惑を こうむっているということで、もう早急に車が乗り入れできないように、通路等に おける車乗り入れ禁止の関係のそういう措置が至急とれないだろうかと、こういう ことで申し出を受けたところでございまして、水産課といたしまして早急にその緊 急的な措置といたしまして関係者車両以外の進入禁止ということで、とりあえず標 識を設置し、注意の看板等もあわせて設置をいたしたところでございます。

なお、このときに漁業者の方から、通路に開閉式のゲートをぜひ設置をしていただけないだろうかということの申し出もございまして、現地、その道路については 町道ではなくて町有地との部分もございますので、建設課等との協議も必要になるのかなと、こんなふうにも考えております。

それから、町外の人が多いということでございますが、そういった点では防災無線、またはチラシの新聞折り込み等ではその意を果たせないと思いますので、報道機関等を通じてさらにPRも必要ではないのかなと、こんなふうにも考えております。

それと、今後に向けてもっと研究、検討してみなければならないと考えておりますが、車馬乗り入れの規制区域の指定ということで、鳥獣保護法に基づくところの その辺の規制ですね、の設定等につきまして、内容をもう少し詳しく勉強して今後 の対応に向けていきたいなと、こう考えておるところでございます。

委員長

10番。

10 番 漁師の方からもゲートをつくれという話があったということですが、これは、実

質的に道路ですから、そういうようなことはできないということになるんでしょう か。それとも、ある程度、前の方でとめてしまうというようなことはできないもの でしょうかね、物理的に。それで、冬期間は要するにここから先は通行禁止ですよ と、それで特にその氷網だとかそういう人たちだけはその都度あけて入れるように となるというと、どっかそこに人が1人いるというようなことにもなるだろうから、 大変難しいと思うんだけど、何らかのそういう方法も考えられないのか。

この前ちょっとそういう関係の人たちで何人かうちに見えまして、といってそれ だけじゃなく遊びに見えたときの話なんですが、うんと壊れやすい、簡単に壊れる ような鎖をつけてとめて、それでそういう連中が壊したら、それを待っててすぐ器 物損壊でとっつかまえりゃいいんだというような、非常に過激な発言も出ておりま したけれども、そういうふうに言いたくなる気持ちというのは、現場を見てると本 当に理解できますね。そんなその何ていうか、要するにもうちょっとモラルの向上 を図んなきゃだめだとか、あるいはもうちょっと気をつけてもらわなきゃうまくな いとかいうようなたぐいの問題ではないんですよね。

それから、どうも私は余りそういう趣味がないのでよくわかんないんだけども、 いろいろな趣味の雑誌やそういうようなところでは、厚岸湖の氷の上での釣りとい うのが結構有名なことらしいんですね。そうすると、一方でマスコミがそういうよ うなものをやってはいけませんよということに協力してくれてるんだけど、もちろ ん同じ会社じゃないんだけども、別の方ではこれはおもしろいですよというような 宣伝もしてくれてるやに聞いているわけですよ。ですから、なかなか難しい部分は あると思うんですが、これはやはり相当厳しい態度を持って臨まない限り、押さえ ることは不可能ではないか。そして、現実にはその生産に従事している人たちが泣 いているという現実があるんではないか、それが1点。

それから、もう1つは、今のところありがたいことに、その氷の上を走ってどぼ んと、そんな遊び車が落ちるというような話は今年は聞いておりませんが、もしそ ういうようなことがあった場合には、やはり損害賠償請求から何からできる限りの 厳しい措置をとるということは、やはりこちらのとるべき態度としてきちんと考え ておく必要があるんじゃないか、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長

水産課長 お答えを申し上げたいと存じます。

水產課長。

モラルの問題とはいえ、漁業者の生産の場所であるといったことを考え合わせますと、単に新聞等で周知しただけではということでございますが、確かに厳しい方法等を見出して対応しなければならないのかなと。ゲートのお話もしましたが、漁業者自身もゲートをつくっていただけるのであれば、自分たちもそれぞれがかぎを保管をして、自分たちがきちっとそれを管理していく。奥の方にも土地を持っている方もおられますから、その辺のゲートの設置等につきましても、漁業者と土地を持っている方々ともあわせて、どういう使い方が、どういう設置の方法がいいか、今後検討も必要になってくるのかなと、こう思います。

損害賠償のお話でございましたが、確かに平成11年にRV車が湖内で、氷が割れてそういった事故が発生したところでございますけども、この損害賠償等の問題につきましても、当然、漁業者も去ることながら、漁業協同組合といたしましても漁業者の貴重な大切な漁場でもございますから、そういった部分で事故発生の際にどう対応すべきか、どう厳しく対応するか、その辺、漁業協同組合ともども事前に協議を行ってまいりたい、そう対応をいたしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ってます。

委員長

ほかございませんか。

(な し)

委員長

進みます。

2目水産振興費、3目漁港管理費、4目漁港建設費、5目養殖事業費、6目水産 施設費。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、2目商工振興費、3目食文化振興費、 4目観光振興費、5目観光施設費。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費、3目土木用地費、4目地籍調査費。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、2目道路新設改良費、3目除雪対策費。 11番。

11 番

特にではないんですけれども、最近、厚岸大橋で事故が、大きい事故ではないみ たいなんですけれども、こちらにおりて、おりきったらあそこはロードヒーティン グで、滑らないんですけれども、あの橋のつけ根で車がバランスを崩して接触事故 だとか、路外から逸脱したとか、そういう事故が何件か続いているようなんですよ ね。それで、それと橋の途中もそうらしいんですけれども、結果的に普通の路面と 橋であることから、温度差みたいのがあったりして、非常に普通の道路は通常になっていているんだけれども、結果的には橋の温度が急に冷えたりすることによって、つるつるになると。それから、もう少し行けばロードヒーティングで、安全に曲がっていけるんだけれども、結果的に走っている人にすると意外とそばまで来たときにスピード感を感じて、ブレーキを踏んでしまって、車が横向きになって、対向車線にはみ出したり、あるいは路外に逸脱をするというようなことが、今年は何件かあるようなんですけれども、それらについて、管理は土木現業所ですから、対応していただくようなお願いをすべきではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

委員長

建設課長。

建設課長

厚岸大橋を挟んでのあの両側、当然そのロードヒーティングしてますから、それと結局、あの大橋の上は普通のロードヒーティングはしてないという形の中では、そういうたまたまその圧雪と除雪なり、それから塩カリをまいてできるだけ道路を出すように道路管理者も頑張っているとは思いますけども、今の質問者が言われるような形の事故の発生ということも、こちらの方も十分把握してなかったもんですから、よしんばそういう事故事例とかが多分に多いということであれば、管理上の手法の中でもうちょっと塩カリをまいて早く解かす方法とか、そういう形を含めて、その辺の対応については、土木現業所と会う機会もございますので、その辺は申し入れしていきたいと、そういうふうに考えますんで、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

11番。

11 番

一応は安全運転だと思うんですよね。だから、十分スピードが落とされていればいいんですけれども、そういう冬期間は特に路面状態が場所場所でもうすごく変わってしまうという状況ですから、対応が一瞬おくれただけで、その事故に結びついてしまうということでありますので、やはり厚岸町内の道路でもありますから、安全にやはり万全を期してほしいなというふうに、管理されているところが行っていただくように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

委員長

建設課長。

建設課長

質問者が言われるとおり、道路状態に応じた運転というのが、一番大事なことで

ございますけども、やはり二次的に道路管理上の問題もあろうかと思いますので、 その辺については土現さんの方にお話をしたいと考えておりますので、ご理解いた だきたいと思います。

委員長

次、9番。

9 番

今年は雪の回数が多くて、結構予算もかかりました。また、担当者もご苦労さまでしたが、あなた方の耳に入ってないことだと思います。また、そんなちっちゃな問題だと言われるかもしれませんが、つい私この間、市街地から数キロも離れたところでございます。その周辺にはうちが3棟か4棟しか建っておりません。そこの関係の人が言うんですが、除雪に行ったんですな。そしたら道路にはちょっと離れたところに消防の消火栓があった。その除雪した道路からそう20メーター前後ですな、ちょっと脇へ、そこ道路なんですがね。一番先に除雪する道路でない、大分後の道路なもんですから、火災はいつ発生かわからん、その周辺には海もないし川もないと雪もないと、消火する場合にはこの消火栓に頼るよりほかはない場所。あのぐるっと行けばすぐ道路、雪、除雪できる立派な車で来てるから、あんた方、ここをちょっとやってくれないかと、除雪ね、消火栓の位置を私、見てきました。そうですね、何分もかからないでしょう。あの除雪車でぐるっと行ってぶっとかいてくれば、消防車入れるだけでいいんですから、それをお願いしたところが、どうしてもだめだと、町の職員と言ってました。

そしたら、この人はどの車に乗って、名前も言いませんでした。私も名前は聞きませんでしたが、町の職員であることは間違いないと、町の職員であるから、何とかこれ考えてくれと、これは消防の施設だから、それは消防の方だから、我々に言ってもだめだと、あんたが消防へ行って言いなさいと、どうしてもこうして聞かないんだそうですな。それもあきらめて、何回言ってもこれはしようがないと思って、下がったと。後、言うのをやめたと。

これ確かに職責上はその除雪それでいいんだかもしれませんが、町民にしますと、どの職員も全部、町の職員なんですよね、普通は。我々みたいに、いつも行政のコーナーへ来ていれば、ああ、係となんかこっちいいとかこっちいいとかってあるんですけども、一般の町民にしますとどの人も町の職員なんですわな。それですから、担当は違ってもそういう場合は、よしわかったと、実情を見てすぐ対応するとか、それもなかったたらすぐ担当に話して対処するとかという姿勢が私は必要でないか

と、どの人も町の職員なんですよ。何課のだれということは言いませんわな、町の 職員。ここでね、町民のせっかく町長や皆さんが町民に信頼されるまちづくりをし たいと思っても、こういうことが信頼を疎外するもとになりますわな。その辺をひ とつ十分に気をつけてね、あんた方、そういう努力をしているのはわかりますがね、 一層気をつけていっていただきたいと。

よくありましたのは、町の縦割り行政とかいう話がございますな。隣、なんぼ忙 しくても、こっちは暇でも一切知らんぷりだと、お互いに手伝おうということもし ないと、自分の直接でなかったら一切関係ないと、知らんぷりだと、よく皆みなそ うでないんでしょうがね、よく世論ではそういうことがありますが、それに類した ような行為になりますと、こういうことがね、これはどうですか、ひとつどう考え ます、こういう場合に。この人は、確かに一番先行の道路をつけるのが任務で行っ たんでしょう。すぐここからすぐにある、新たに除雪へ来るとまた何千メートル走 ってこなければこの除雪ができないと、その除雪しない間にもし不幸にして火災で も発生した場合には、もう時間かかって消火がおくれるのは間違いありませんね。 こういうときどうしたらいいもんでしょう。考え方をひとつ一回お伺いしたいと思 います。

委員長

建設課長。

建設課長

お答えいたします。

基本的には、質問者のおっしゃられたとおり、消火栓そのもの管理そのものは消 防ですから、当然、雪が降った後、当然その万が一のためにその消火栓の周りを雪 をかくというのはそれは消防の方の話で、私どもの方は当然、除雪対策計画の中で は幹線道路、準幹線とか、その他の道路という形の中で順次そういう形の中で進め ていっていると。ただ、職員として、緊要の対応の仕方の悪かったというは、当然、 そういう住民要望を聞いたときに、どこでどう対応するかという形の中でやはり当 然そういう問題があるとすれば、関係のところに連絡すると、そういう態勢は当然、 職員としてやるべきことだなという形で、今後思いますので、今後うちの職員に対 しても、その辺は住民に優しく対応するような形でさらに指導していきたいと思い ますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

9番。

番

本当、これね、合理性というのもよくありましたな。小さな予算で、少ない人間

で、最大のサービス、これすべての基本なんですがな。こういう場合に、何でもや りたいと、町の除雪車、そこへ行ってる。3分か5分あれば20メーターもかけます な。そこに、所管が違うから、そこまでわざわざ消防が別な車でもってきて、除雪 すると、これ大変な不合理ですな。このようなものの考え方をしっかりして、こん なそこへ行って、20メーターちょっとこうやるんであれば、あの消火栓の脇の細か い雪はその近所の人もやると言うんですわ。消防車が入れるだけの、そこいてでき るだけの道路の利用、ぜひ来たついでだからやってくれと、絶対やらなかったそう ですな。担当が違う。そしたら、あんたから言ってくれたら、係、違うからあんた の方から消防へ言ってくれと、これじゃね、私のような気持ちの小さい人間はね、 町民は言いませんよ。町になんぼお願いしても、これとってもだめだと、あきらめ の方が先なんですよ。

その辺ね、十分、一消防のその除雪の、たまたまそういった一職員のことではな いですからね。町職員、町長、全体の職員のものの考え方、対応の仕方、身の処し 方、ここにかかわってくるもんですからね、あえてここで取り上げるんですよ。こ れ、間違っているでしょうか、私の考え方。このような私の考え方、間違ってます かな。そういう点、またまた行政サービスも厳しい予算の中でやる場合に、そうい う姿勢が少ない予算で少ない人間で大きな行政サービスをするもとになるんですが、 もう一回考え方をお伺いしたと思います。

委員長

建設課長

建設課長。

再度の質問でございます。基本的には職員の対応そのものには、やはり町民に優 しく、ちゃんとそういう形の中ではきちっとした対応を促すような指導はしていき たい。ただ、基本的に言われるのに、今、質問者が言われたとおり、除雪車がそこ へ行ってるからすぐそこをやればいいじゃないかと言われるのも確かにそうかもし れませんけど、除雪計画の中で幹線道路、準幹線、それぞれある程度、確かにそこ を行ったら行けばいいんだと言いながら、なかなか基本的に皆さんが待ってます。 皆さんが時間を待っている形の中でやっていくときに、そこにいるから、そこをや ればいいじゃないかって、そういう中ではなかなか除雪体制というのは組んでいけ ない。

やはりルールに従ってやって、当然、いろんな町民の方々、待ってますから、そ ういう形の中ではそのルールに従った中で対応していくと。ただ、職員の対応の悪 さについては今後やはりそういう適切な対応の仕方について指導していきたいと、 そういうことで考えてますんで、ご理解いただきたいと思います。

委員長

9番。

9 番

確かに、来たんだから、あっちもやれ、こっちもやれったら、あなたの言うとおり、私ももっともそのとおりだと思います。住民にはへんな町会議員の言うことを聞いたらだめだと、私言ってるんですよ。絶えず言っとるんだから、全くあなたと同じ。ただし、わかります、何キロメートルもない、水をといったらそこしかない、そこへわざわざ行ってる。今のブルで20メーター、車で何分かかります。私も現場上がりだから詳しいよ、そういうことは。ぱっぱっとできる。それが主たる路線の、おれのうちのここをかけとか、おれの倉庫へ行くのをかけと言ったら絶対かく必要はないよ、これ。消火栓とは公用物だね、これ。これに対しては、そこなんですよ。あっちもやれ、こっちもやれったらできない、全くそのとおり。

しかし、そのような場所に全体の中でそれをやったら、判断力が現場になかったら、仕事にならないんだ、これもまた。その辺、よく現場に出る人は一人一人が町長のかわり、課長のかわりと、町の代表という姿勢でもって、その職員は町民と接していく、また仕事もそういう判断して迅速な行動をもって、いつ起きるかわからない災害に、我慢できないんですから災害は、こういうものは優先的に最小限できるときね、周囲の細かい雪はいいんですよ、しかもお前たち、はいててくれてもいいです。そこへ消防車が入れるだけの、別個の道路はやっぱり町の施設にお願いするよりしようがないですからね、これを言ってるんですよ。そのあっちこっちやったら際限ないから、だめだということは、わしももちろん知ってます。緊急車、これですから私、あえてそう言うんです。そういう場合のものの考え方はいかがですかということを問うてるんですよ、どうですか。

委員長

町長。

町 長

担当課長から答弁いたしましたが、それぞれの立場でそれぞれの住民サービスを 向上を図るということは大事なことでありますが、それぞれでなく、やはり今、木 村議員からお話ございましたとおり、町民にすれば町の仕事であるという認識の中 で、町という立場でお願いをしていることと思いますが、やはり消火栓の問題につ いても、これは消防が対応することになっておるわけでありますが、今の事例につ いてはやはり住民という立場に立って対応すべきことであろうと思っております。 今後、町といたしましても消防署と連携を密にしながら、その対応に対しては迅速に地域住民の要望にこたえる方法を十分に今後から徹底させておきたいと、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

9番。

9 番

消防は消防で除雪車もって、延々として自分の消火栓をさぐって歩いてるんですか、今。そうじゃないでしょうね。消防に除雪車もって、消防は消防で、その消火栓やって歩いているんですか。そうでないね。

委員長

建設課長。

建設課長

すいません。消防の方は消火栓のところまでは、それぞれ自分とこの車で行って、 人力で消火栓を周りをあけるという形になってます。当然、道路そのものは私の方 の町の方であけますけど、消火栓そのものを除雪というのは、そういう形で人力で あけていくという形になっております。

委員長

9番。

9 番

課長、わかるんですよ。小さい車で行くっていったってね、消防本部から何キロメーターもそんなことで行かれないでしょう。行くときは、大きな町の除雪車やったところ、後行くでしょう。後行くんでしょう。そこなんですわ。根っこの雪をかいてくれって言ってるんです。その何キロメーター離れているから、車来たついでに、町の車来たついでに、ちょこっとやってくれれば、後が安心だと、こういうことを言ってるんですよ。

そういう対応はできないかどうかと、もう1つはそういうところは町の職員に言ったら、わかったと、町の職員が対応する形をとってやってくれと、おれ、係でないからしらん、おまえたち、だれかに言って直せじゃ、不親切というもんでありませんかということを申し上げてるんです。いかがですか。

委員長

町長。

町 長

私からまた再度答弁させていただきたいと思いますが、どのような状況になっているかですね、ちょっと把握しておりませんので、木村議員がお話しいたしますように、本当に目前に控えている中での除雪であったのか、しかも消防が担当しています、みずからの消火栓を利用できる対応に間に合うものであるかどうか、そのちょっと実態が状況がわかりませんので、こちらといたしましても、その状況を調べさせていただいて、今後そういう場合における対応というのは、先ほど申しました

とおり、消防と連携をとりながら迅速に対応していきたいと、かように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

9番。

9 番

町長ね、私、これ見てきたんですよ。先ほどから言った、あんた方、知らないでしょうと言ったのはそこなんです。別に、事件として私は言ってるんでないですよ。そういう現実があると、そういう場合に町民に対する安心感、おたくら町の職員だから、この人だって、男だからね、町の職員の何という名前で何号の車に乗っている人間だなんて言いませんよ。これは、この人は。それだけの人間なんですわ。しかし、こういう場合には、合理性からいっても、住民としての安心感を与えるためにも、悪くないはずだと、来たついでにちょっとかいてくれればいいはずだと、それを担当、違う、悩みを言ったら、それは担当違うからあんた方、消防か何かに言って、直してもらいたいと、こうだというんですな。

それは、住民はどの職場にいるどの方であっても、町の職員は町の職員なんですよ、町民にしますと。これは、町の職員頼んだから何とかできるんでないかと思うのが、偽らざる町民の心なんですよ。これが一番の親切というもんなんですがな。ここを町長、言ってるんですわ。今、これは調べてみるという問題でないんです、今。こういう事象がわかるでしょう、頭に描いてください。何千メートル、何戸かある、道路からちょっと行ったら20メーターばかりのこっちに消火栓がある、描いてみればすぐわかるでしょう。事実を究明して云々という問題ではないの、これ。頭に描いてみて、これはどうあるべきかということ、すぐ答えが出てくるはずだと思うんです。そういう面でひとつ、町の職員にも心構えとして考えていただきたいと。

委員長

町長。

町 長

ご指摘ございましたとおり、今後、町民からそういうご批判を仰がないように、 町職員として町民サービスに最善の努力をするということで、今後指導してまいり たいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

12番。

12 番

ちょっと話、やりとり聞いていても、僕も不思議に思ってたんだけれどもね。例 えば、除雪の対策会議に僕、出たことないから、最近の情勢はわからないんだけれ ども、僕の記憶では例えば、学校の裏の沼とか平原さんの方に行く沼だね、そう いうのはその防火用水確保のためということで、あそこに1軒ずつしかうちないんだ、沼の付近に。で、50メーター、長いところなら七、八十メーターあったんだけど、これは全部除雪してるんだよね。だから、やっぱりそういうその防火施設のところは、除雪範囲とそういうことにやっぱりきちっと協議して、ここは行ったついでに除雪するというような協議をなされていないの。それちょっとお伺いしたいんだけど。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には、除雪対策会議のときにお示ししているように、基本的には幹線道路、準幹線、その他の道路という形の中でやりますし、必要な水利を確保するためのものというのは、そういう地区間の要望や何かあったときには、その路線もその中でやれるのはちょっと入れてあります。今、言われたように、当然厚岸町の中で早朝4時体制から、今、最悪の降った場合は、朝の4時から出動させるようになってますから、そういう中で順番も、路線順番も全部決めてあります。したがって、その順番ごとに行われていると思いますし、当然その除雪対策計画の中ではそういう町道すべてではございませんけども、人のいないところはまた別ですけども、一応、中央幹線と準幹線とそういう形で分かれて、順番に行くような形になってますし、今、mm畠さん言われたように、水利のためにという形の場所も路線的にはその他の道路も入ってます。

委員長

12番。

12番

ちょっと頭、かた過ぎるんじゃない。今、その9番議員さんが言ってるのは、ほんのわずかな距離だということなんだよ。だから、例えば床潭だって、僕のいる前通って、2番地の端まで行った帰り車でこれやってると思うんだよ、一々車ついてないけど。だから、そういう臨機応変な態度をとれるはずなんだけどな。どうもちょっとあんまり杓子定規に考えているんじゃないかな。やっぱり行ったついで、その、例えばだよ、真っすぐ行って、帰り車でもいいでしょう。ちょっと除雪すればいいんです。そのぐらい臨機応変にやったっていいんでないの。

だから、きれいに消火栓のそばをきれいにスコップでかくとか何とかということでは、それは消防でやることであっても、そこに通ずる消防車も入る道路というものは確保しておかなきゃならないでしょう。そう思うんだけどね。あんまり難しく考えない方がいいんでないかい。

委員長

建設課長。

建設課長

すいません。先ほどの質問で、今、私の中でも頭の中で全路線、基本的には除雪されていると思ってますから、そのそこの路線がわずか消火栓まであいてないというところがどこの路線なのか、含めて、私の頭のイメージの中では全然つかめません。はっきり言って。

ただ、基本的には当然、私たち除雪路線に入っていればされているだろうと思ってます。今言ってるのが除雪路線でないのかどうなのか、それと町の職員がやる場合、朝早朝出る場合は業者さんの方にほとんど委託してます。日中で拡幅したり何かいろんな作業をやるときには、町の重機で行います。その路線で行ったときに言われたとすれば、それがどこだったのか、それは対応の仕方が町の職員として悪かったな、それについては今後指導していきたいと、そういうふうに答えているんであって、イメージが合わないから、私の頭には質問者の言っているイメージの路線がわかんないもんですから、どこのことを言ってんのかなと、基本的には除雪路線というのは、消火栓があるから行くばかりじゃないけども、基本的には住宅あるところはすべて一応はいていく形になっておりますので、そういうご理解をいただきたいと思います。

委員長

12番。

12 番

僕も実態つかんでいるわけじゃないんだよ。だけど、どうもね、その話がかみ合わないんでないかなと思うんだよ。だから、例えば9番議員からあったら、実態を解明して、実際にそのお願いした人が無理だったのか、ちょっと機転をきかしてやってやれば、その住民の要望にこたえられたのか、その辺の実態を把握して対処してくれればいい。延々とやっているような話じゃないでしょう。

委員長

建設課長。

建設課長

先ほど、町長から答弁もあったように、当然その辺の問題というのはちょっと把握させていただきまして、住民に対してやさしく対応するような形の中でできるものであれば、今後そういう形の中でしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか、12番議員さん。

次、10番。

10番

除雪がさっぱり進まなくて、ここから前に行かなくて申しわけないんだけども、

今の話ですね、具体的な場所や具体的なそれが言ってないので、答弁する方とそれ から質問する方でイメージが違うと、いみじくもおっしゃったんで、それについて は、後からきちんとしてください。

それから、もし町のであれば、無線持ってるわけだし、それ以前に、もしそういうそのあけていこうとするところに、ちょっとほんのわずか離れたところに、要するに消火栓があって、それが除雪計画に入ってないとしたら、それは除雪計画そのもののミスですからね、そういうことを含めてやはりきちんしたものをやっていただきたい、町民に優しくとか何とかいうのはその次の話であって。それから、町長がさっきおっしゃったように、一般論としておっしゃれば、まさに町長のおっしゃるとおりだと思うので、それはそれできちんとしていただきたいと思います。

その上でちょっとお聞きするんですが、歩道の除雪というのは、これは通学路だとかそういうところだけを行っているんでしょうか。

委員長

建設課長。

建設課長

最初の質問の方については、質問者が言われるとおり、そういう今までのあれの 中でやっぱりきちっとした把握した上で対応していきたいと思います。

それから、2番目の歩道の除雪の関係でございますけども、基本的には通学路を まずメーンといいますか、まず先にやるという形で考えております。

委員長

10番。

10番

通学路が第一で、その後もそれ以外の道路も歩道の除雪はするんですね。今年は 雪が非常に多くて、大変なようで、ちょっとここのところ、歩道の除雪が余り十分 にできてないような部分もあり得ますので、その辺についてはなるべく歩行者の危 険のないようにお願いしたいんです。それで、これはやはり車道といいますか、そ れとは別に業者に対して委託を出すんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

車道の除雪と歩道の除雪は区分けして、一応出している形になります。

委員長

10番。

10番

実は、1月13日に釧路新聞に変な記事が出たんですよ。それで確認のために申し上げます。釧路市のつるつる路面のことが書いてあるんですが、その後に、若狹靖厚岸町長が言っていたが、厚岸町では町道と同時進行で歩道も除雪してもらっているとのことだ、ここまではいいんですね。これは、あくまでも業者の協力のもと、

ボランティアで実現されているということ、こういうふうに書いてるんですが、町 長、そんなことをおっしゃったんですか。

委員長

町長。

町 長

そのことについては、私もちょっと言葉の説明といいましょうか、取り方の誤解もあったんではなかろうかと思うんですが、実は昨年は厚岸町は歩道分を含めて委託業者に委託をして除雪をしてもらったと、今年はそこまでは雪が積もらなかったという中で、今の課長さんからご説明のございましたとおり、優先順位を決めながらそれぞれ歩道をしているということでございまして、その若干の説明が抜けているもんですから、そういう記事になったんじゃなかろうかなと思うんですけども、ただ、釧路市と厚岸町の除雪の仕方はそのように違うというように、私は説明したつもりなんですが、それがそのようにボランティアでやっているというようなことの記事になってることは、まことに遺憾であると、私は思いますので、去年の除雪の仕方について、若干の、新伊藤市長になったもんですから、そういうことで説明を申し上げたということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

10番。

10番

これを読みました私の友人が、厚岸町は歩道について業者を泣かしているのかと、こういうふうに言うんですよね。で、また釧路の方の、これは元議員なんですが、話をしている中に、厚岸は除雪いいったって、結局業者が泣いているだけじゃないかと、こういうような言い方をするんですよね。大変ひどい誤解を受けているんですよ。

これは、まさか町長がこんなばかなことを言うわけはないというふうに私も信じてますし、今のお話で事実関係はわかったんですが、こういううその記事を書いたとき、やはりきちんと新聞社に対応すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

町長。

町 長

その業者との除雪の委託の問題については、その事実とわかりますが、除雪に当たっている業者の姿勢というものに対しても、私は考えていかなければならないと。例えば、去年の例ですが、確かに委託をされた業者はその仕事だけをやればいいんだという考えではなくて、やはりある程度、歩行者のことも考えながら、ボランティアといいましょうか、その金額にこだわらないといいましょうか、そういう除雪もあったという事実もございます。

委員長

10番。

10番

文章が短いですからね、誤解されるおそれあるんですよね。そういうボランティアでやってくれた業者もあったよということは、数のうちにはあったかもしれないけれども、この記事だと、厚岸町の姿勢として、要するに車道の除雪をさせた業者にはご奉仕でもって、要するに歩道をさせているんだというふうに読まれてしまうわけですよ。そうすると、これは工事発注としては大変な問題になるわけですよね。先ほどちょっとサービス残業がどうのこうのというような話も11番議員から出てたけども、サービス除雪になってしまうわけだから、そういうことをこっちが要求しているかのごとくにとられるということは、大変片腹痛いわけです。

ですから、やはりそのあたりはそういう誤解をこちらが招くような記事の書き方は大変迷惑なわけですから、それについてはやはりきちんとした話をすべきでないかと、そういうふうに思うわけですよ。これですと、まるで町長があんなことを言ったかのごときに書かれてしまうわけですから、大変な迷惑なわけです。その点なんです。

委員長

町長。

町 長

先ほどご答弁いたしましたとおり、私の真意というものが伝わらなかったということについて、そういう報道になったということはまことに申しわけなく思っております。今後、発言等につきましても十分に、町長という立場をわきまえたお話をしていかねばならないと、かように考えますので、ただ先ほどもお話しいたしましたけれども、一部の業者のみならず除雪を委託されておる業者は、すべてそういう心構えで厚岸町の業者は行っているというように私は取っておりますので、そういう点もご理解を賜ればと、かように思いますのでよろしくお願いしたいと存じます。

委員長

ほかに、3目の除雪対策費でございませんか。

(な し)

委員長

なければ、ここで皆様にお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、残りはあすにしたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

では、明日は3項からということにいたしまして、本日の会議はこの程度にとどめ、閉会いたします。

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年3月11日

平成14年度各会計補正予算審査特別委員会 委員長